

告 示

埼玉県告示第二百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第三百五十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字南新埜千百七番七の一部、千百七番十六の一部、千百七番十七の一部及び千百七番二十七の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

